

学校法人共立女子学園個人情報保護・対策組織に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法人および学校等における個人情報保護・対策の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第2条 個人情報保護管理者は次の者とする。

- (1) 学長
- (2) 中学高等学校長、第二中学校高等学校長・幼稚園長
- (3) 事務局長
- (4) 総括相談員

(個人情報保護副管理者)

第3条 個人情報保護副管理者は次の者とする。

- (1) 学部長、科長
- (2) 中学高等学校教頭、第二中学校高等学校教頭
- (3) 総合文化研究所長
- (4) 図書館長
- (5) 事務局課長

(個人情報保護取扱責任者)

第4条 個人情報保護取扱責任者は次の者とする。

- (1) 主任
- (2) グループリーダー

(個人情報保護管理者会議)

第5条 個人情報保護・対策の適切な実施を期するため、個人情報保護管理者会議（以下「個人情報保護会議」という。）を置く。

2 議長は、理事長をもって充てる。

3 議長は、会議を招集する。

4 個人情報保護会議は、必要に応じて個人情報保護副管理者および個人情報保護取扱責任者の出席を求めることができる。

(議事)

第6条 議事は、次の各号に掲げる事項とする

- (1) 情報保護・対策についての研修・啓発活動に関すること
- (2) 個人情報保護・対策についての規程に関すること
- (3) 個人情報保護・対策についての調査に関すること
- (4) 個人情報についての苦情・相談に関すること
- (5) 必要に応じ、再発防止に関すること

(個人情報保護相談窓口)

第7条 個人情報保護に関する苦情・相談に対応するため、個人情報保護相談窓口（以下「個人情報窓口」という。）を置き、総括相談員及び相談員を配置する。

2 総括相談員は情報システム課長を充てる。

3 相談員は次の者で構成し、理事長が任命する。

- (1) 学生支援課、中学高等学校、第二中学校高等学校、幼稚園より各1名計4名
- (2) 情報システム課1名

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。（ただし、2期までとする。）

5 前項の相談員に欠員が生じた場合、補欠の相談員の任期は前任者の残任期間とする。

(苦情・相談及び調査)

第8条 相談員は、苦情・相談があった場合は、速やかに当該個人情報保護管理者または当該個人情報保護副管理者および総括相談員にその旨報告しなければならない。

2 総括相談員は、相談員から報告があった場合は、速やかに理事長に報告しなければならない

3 理事長は、直ちに個人情報保護会議を開催し、対応を検討する。

4 個人情報保護会議の検討により、当該苦情・相談に対応するため総括相談員および相談員は、当該個人情報保護管理者と連携して調査を行うことができる。

(監査責任者)

第9条 監査責任者は、内部監査室の長とする。

(個人情報漏洩等に対する措置)

第10条 個人情報保護会議において、個人情報漏洩等の事実関係があり、処分を行うことが必要であると認められた場合は、理事長は、学校法人共立女子学園懲戒規程に基づく措置を講ずるものとする。

(事務)

第11条 この規程を実施するための事務は、情報システム課が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常務理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020(令和2)年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025(令和7)年4月1日から施行する。